

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：漁業法等の一部を改正する等の法律案

規制の名称：水産資源の保存及び管理に関する措置

規制の区分：新設、改正（**拡充**、緩和）、廃止 いずれかに 印を付す。

担当部署：水産庁漁政部企画課

評価実施時期：平成30年10月

1 規制の目的、内容及び必要性

規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

日本の漁業生産量の推移

日本の漁業生産量は、昭和59年（1984年）の1,282万トンピークに、暫減傾向が続いているが、規制を実施しない場合、その状況が続くことが予想される。

（万トン）

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
559	543	531	477	485	478	477	463	436

H29	H30	H31	H32	H33
428	420	412	404	396

資料：漁業・養殖業生産統計年報（農林水産省統計部）

H29～H33は、H23～H28の減少量の平均値（8万トン）に基づき推計した。

課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及びその発生原因】

漁業生産量の暫減傾向が止まらない原因としては、水産資源の減少が要因の一つとして考えられる。

我が国は自国 EEZ 内の水産資源について、漁船隻数などの漁獲努力量管理を中心とした管理とし、数量管理の導入は一部の魚種に留まっていたこと、また数量管理を導入した種についても安定した幼魚の発生が見込める最低限の親魚類資源量水準 (Blimit) を目標としており、基準値を上回った場合の目指す目標資源水準がないことが、資源量が回復しにくい原因の一つと考えられる。他方、世界の漁業生産量が十分な管理の枠組が設定されないまま増加し続けていることも (S59 : 78 百万トン、H28 : 92 百万トン) 資源が回復しにくい原因の一つと考えられる。

このことから、水産資源を回復させるためには、従前の資源管理システムを見直すとともに、関係国も巻き込んで資源管理を行っていく必要がある。

【規制以外の政策手段】

水産資源を回復させるためには、国際的に通用する資源管理システムへ強化した上で、関係国も巻き込んで資源管理を行っていく必要があることから、非規制手段は考えられない。

【拡充する規制の内容】

これまでの我が国 EEZ 内の資源管理は、許可制度に基づく漁獲努力量管理を中心とし、主要魚種については漁獲可能量 (TAC) の下で漁獲量管理を行ってきた。今後は国際的なスタンダードである持続的に生産可能な最大の漁獲量 (MSY) を達成可能な資源水準を目標とし、この目標に従い設定される TAC での管理を基本とし TAC 対象魚種を増やしつつ、漁業許可を受けた者に適切な資源管理等の責務を課す。

更に、TAC を管理する手法についても、これまでの漁獲量の合計から、準備の整った漁業・海域については、船毎に漁獲可能量の割当て (IQ) を行う手法を導入することにより、責任の明確化を通じたより確実な数量管理の実現を可能とするとともに、漁業者が計画的に操業時間・日数を調整できる効率的な漁業を目指す。

また、我が国 EEZ 内の取組の強化と並行して、二国間協定・地域漁業管理機関といった国際的な枠組を通じて資源管理の徹底を働きかけることにより、日本の漁業生産量の暫減が止まることが期待される。

なお、これまで沖合・遠洋漁船は漁業調整のため、漁船のトン数制限を行っていたが、規制の重複を避けるため、IQ を導入した魚種について、これらの制限を定めないものとする。

2 直接的な費用の把握

「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

行政庁が個々の漁業者に対して、漁業種類・操業区域等の区別に IQ の割当てを行うが、その場合、個々の漁業者の漁獲量を正確かつ迅速に把握できる体制や不正を防止するための手法を整備する必要がある。

IQ の導入は、隻数が比較的少なく、水揚げ港もある程度限定されている大臣許可漁業から導入することになると想定している。現在、大臣許可漁業で TAC 魚種を採捕したときは、その数量や陸揚日が主に FAX で報告されているが、個々の漁業者の漁獲量を正確かつ迅速に把握するためには報告の電子化は必須であるが、そのために必要な電子機器（PC やメール送受信環境）は既に整備されているため、遵守費用として新たに発生するコストはない。

追加的な労働時間についても、FAX を作成するために費やしている時間が電子報告のための時間に替わることになるため、発生しない。

規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

行政費用については、のような現状があるため、報告の電子化を徹底される行政指導コストや不正等が発生しないようにするための監視コストが必要になる。現在、産地市場（水産物）は 617 あるが、主要な産地市場を有し、水産物の集出荷拠点としての役割を有する漁港は約 140。

報告の電子化にかかる行政指導コストは、1 件当たり 1 日の指導で 1 万円の人件費単価が想定される。したがって、15 億円（1 万円×240 日×617 力所）が生じると見込まれる。

監視コストについては、1 件当たり 3 万円の人件費単価が想定され、対象は 140 力所程度と考えられるため、10 億円（3 万円×240 日×140 力所）が生じると見込まれる。

また、本規制を導入するための事業費として、資源評価を行うための資源調査費用として追加的に約 43 億円が生じると見込まれる。

産地市場（水産物）の年間取扱金額規模別市場数

規模別 (㎡)	330 未満	330 ~ 999	1,000 ~ 1,999	2,000 ~ 4,999	5,000 ~ 9,999	10,000 以上	合計
市場数	300	131	77	71	19	19	617

資料：農林水産省「卸売市場データ集」等（2015年度）

注：卸売市場法の適用を受ける産地市場は、卸売場の面積が330㎡以上

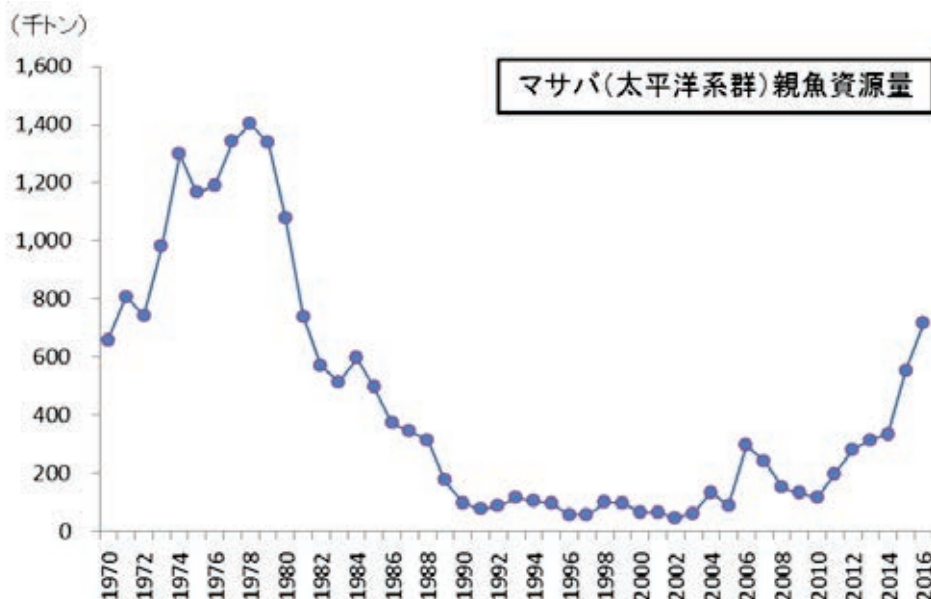
3 直接的な効果（便益）の把握

効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本規制による新たな資源管理システムを構築し、持続的に生産可能な最大の漁獲量（MSY）を達成可能な資源水準を目標とする管理へ移行していくことにより、水産資源が維持・回復することが見込まれ、水産資源の最大限かつ持続的な利用が可能となる。

まずは資源評価を行った上で、準備が整った魚種から新たな資源管理システムへ移行していくことから、現時点で新たな資源管理システムへ移行する魚種を特定することはできず、評価時点では、直接的な効果を定量的に示すことは困難であるが、例えば、現在TACによる資源管理を行っているマサバについて、安定した幼魚の発生が見込める最低限の親魚量水準（Blimit）まで回復しており、新たな管理目標を設定することで資源の更なる有効活用が期待できる。



資料：平成29年度我が国周辺水域の漁業資源評価

可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

便益の金銭化について、正確にその数値を予想することは困難であるが、本規制により水産資源の最大限かつ持続的な利用が可能になり、日本の漁業生産量の暫減が転じて増加することが期待される。

例えば、平成26年の海面漁業生産額は9,666億円であり、現在TACによる資源管理を行っている魚種は全体の漁獲量の約6割を占めるが、新たな資源管理体制を構築し、回復・維持すべき水準（MSY水準）を達成した場合の便益は億円単位で増加することが期待される。

規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

当該規制の拡充により、一時的な休漁等が生じることが想定され、このことによる漁業者の収入の減少や、魚の販売価格が高くなることによる消費者への負の影響が考えられる。

ただし、長期的には、本規制の効果により水産資源の最大限かつ持続的な利用が図られることで、生産量が暫減傾向から増加傾向へ転換することが期待されるので、負の影響は無くなると考えられる。

また、生産量の暫減傾向が止まり増加傾向へ転換することは、水産業の成長産業化へ繋がり、水産加工業等の関連産業も活性化することから、地方における新たな雇用等が発生し、地方の活性化に繋がることを期待できる。

5 費用と効果（便益）の関係

明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析

一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析

金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

当該規制の拡充に係る費用は、遵守費用は発生せず、行政費用は年間約68億円と見込まれる。なお、副次的な影響として、漁業者の収入の減少や、魚の販売価格が高くなることによる消費者への負の影響が想定されるが、本規制の効果により長期的には無くなると考えられることから、その影響は限定的と考えられる。

一方、便益については、日本の漁業生産量の暫減が止まることによる、海面漁業生産額の増加が億円単位で見込まれること、このことによる副次的影響で、水産業の成長産業化や、水産加工業等の関連産業の活性化による、地方の活性化を考えると、長期的には便益が費用を上回ることが期待できるため、当該規制を拡充することが妥当である。

6 代替案との比較

代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案としては、現在の資源管理制度の数量管理対象魚種を拡充することが想定される。

【効果の比較】

現在数量管理を行っている魚種は全体の漁獲量の約6割を占めるが、のとおり、漁業生産量は逡減している状態。仮に対象魚種を追加した場合、将来的には、逡減状態から横ばい又は微増する可能性があるが、現在は安定した幼魚の発生が見込める最低限の親魚資源量水準を目標とした管理であるため、基準値を上回った場合の目指す目標資源水準がなく、大幅な回復を見込むことは難しい。一方で、規制拡充案（以下「拡充案」という。）は、持続的に生産可能な最大の漁

獲量を達成可能な資源水準を目標として設定するものであるため、将来的には代替案を上回る資源回復が見込める。

【費用の比較】

代替案の遵守費用については、報告する魚種が追加されることによりその分の報告費用（FAX代）が発生することが考えられるが、電子報告の場合は新たな遵守費用は発生しない。行政費用については、魚種を追加する場合の周知に係る行政コスト（1件当たり1万円の人件費単価）が想定され、617万円（1万円×617カ所）と見込まれる。

また、現在の資源調査に要する経費約31億円に、魚種追加のための調査費用が追加的に生じることが見込まれる。

【副次的な影響】

代替案についても一時的な休漁等が生じることが想定され、このことによる漁業者の収入の減少や、魚の販売価格が高くなることによる消費者への負の影響が考えられる。

【拡充案と代替案の比較】

拡充案と代替案を比較すると、拡充案の方が行政費用が高くなるが、関係国と協調した資源管理が行えるようになることで、代替案より水産資源の回復・維持の効果が高いことが見込まれるため、便益も代替案より高いことが見込まれる。

このため、拡充案を採用することが適当と判断した。

7 その他の関連事項

評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

特になし

8 事後評価の実施時期等

事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

法施行後、5 年後に事後評価を実施する。

事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

適切な資源管理により、新たに資源管理を行う魚種の資源回復状況。